



# 鳥取県公報

平成12年3月10日(金)  
第7161号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更（5件）（市町村振興課） ..... 1
- 土地改良法による換地処分（4件）（農村整備課） ..... 5
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出 ..... 5
- 政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出 ..... 6
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨 ..... 6
- 政治団体の解散の届出 ..... 8
- 政治団体の収支に関する報告書の要旨 ..... 8
- 資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出 ..... 11

## 告 示

### 鳥取県告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る佐治川流域地区栃原工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同 左 の 区 域（平成11年8月19日現在の地番による。）
大字栃原字クレン谷	大字栃原字クレン谷の全域 大字栃原字クラリン谷の356の2
大字栃原字メウジ	大字栃原字メウジのうち220の1、220の2の一部、220の3の一部、221の1から221の3までの一部、223の6の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字栃原字上メウジ231の一部、231の1、232の一部、233の1の一部、234の1の一部、242の一部、242の2、242の3の一部、243の3及びこれらと一体をなす国有地
大字栃原字上メウジ	大字栃原字メウジ220の1、220の2の一部、220の3の一部、221の1から221の3までの一部、223の6の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字栃原字上メウジのうち231の一部、231の1、232の一部、233の1の一部、234の1の一部、242の一部、242の2、242の3の一部、243の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字栃原字大月	大字栃原字大月のうち273の一部、274の3、274の5の一部、274の7、275から277までの一部、277の2、277の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字栃原字上ミ大月283の13の一部
大字栃原字上ミ大月	大字栃原字大月273の一部、274の3、274の5の一部、274の7、275から277までの一部、277の2、277の3及びこれらと一体をなす国有地 大字栃原字上ミ大月のうち283の13の一部以外の区域
大字栃原字クラリン谷	大字栃原字クラリン谷のうち356の2以外の区域

**鳥取県告示第130号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、佐治村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る佐治地区第3工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同 左 の 区 域（平成11年8月19日現在の地番による。）
大字津無字奥田	大字津無字奥田の全域 大字津無字大井古ノ下タ331及びこれと一体をなす国有地の一部
大字津無字大井古ノ下タ	大字津無字大井古ノ下タのうち331及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字津無字観音堂ノ元	大字津無字観音堂ノ元の全域 大字津無字赤羽根371の3、372、373の3、374の1、375、376の3及びこれらと一体をなす国有地
大字津無字赤羽根	大字津無字赤羽根のうち371の3、372、373の3、374の1、375、376の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字津無字西ノ鳴ル	大字津無字西ノ鳴ルのうち490の2及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字津無字奥西谷	大字津無字奥西谷の全域 大字津無字西谷527の6の一部、527の10の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字津無字西谷	大字津無字西ノ鳴ルのうち490の2及びこれと一体をなす国有地 大字津無字西谷のうち527の6の一部、527の10の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字津無字権田569の5、569の6、570の1、570の4、571及びこれらと一体をなす国有地
大字津無字権田	大字津無字権田のうち569の5、569の6、570の1、570の4、571、582の4、583、584及びこれらと一体をなす国有地並びに582の1と一体をなす国有地以外の区域
大字津無字山神ノ元	大字津無字山神ノ元のうち585の3、591の1、591の7及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字津無字蛇ツエ	大字津無字蛇ツエのうち595の4、595の5、596の4及びこれらと一体をなす国有地並びに596の1、596の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字津無字中尾	大字津無字権田582の4、583、584及びこれらと一体をなす国有地並びに582の1と一体をなす国有地

	大字津無字山神ノ元585の3、591の1、591の7及びこれらと一体をなす国有地 大字津無字蛇ツエ595の4、595の5、596の4及びこれらと一体をなす国有地並びに596の1、596の2と一体をなす国有地の一部 大字津無字中尾の全域
大字津無字横井田	大字津無字横井田の全域 大字津無字笹尾865の2、866の2
大字津無字笹尾	大字津無字笹尾のうち865の2、866の2以外の区域
大字津野字長深	大字津野字長深の全域 大字津野字邸ナル518の3、518の4及びこれらと一体をなす国有地
大字津野字邸ナル	大字津野字邸ナルのうち518の3、518の4及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第131号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る勝部地区第2工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同 左 の 区 域（平成11年12月16日現在の地番による。）
大字桑原字岸下	大字桑原字岸下のうち404の1と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字桑原字向田469の1 大字桑原字スライ521、521の1と一体をなす国有地の一部
大字桑原字向田	大字桑原字向田のうち469の1以外の区域
大字桑原字スライ	大字桑原字岸下404の1と一体をなす国有地の一部 大字桑原字スライのうち521、521の1、522の3、523の2と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字桑原字丸山	大字桑原字スライ522の3、523の2と一体をなす国有地の一部 大字桑原字丸山の全域 大字桑原字池尻564と一体をなす国有地の一部
大字桑原字池尻	大字桑原字池尻のうち564と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字桑原字池空	大字桑原字池空の全域 大字桑原字丸山東597の2、598の12、836の5、836の6、836の10、836の11及びこれらと一体をなす国有地
大字桑原字丸山東	大字桑原字丸山東のうち597の2、598の12、836の5、836の6、836の10、836の11及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字桑原字空夏日	大字桑原字空夏日のうち823の37、823の39、823の41、823の42、823の44及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字桑原字夏日	大字桑原字空夏日823の39、823の41、823の42、823の44及びこれらと一体をなす国有地

	大字桑原字夏日の全域
大字桑原字大畑	大字桑原字空夏日823の37 大字桑原字大畑の全域

**鳥取県告示第132号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る中北条地区第4工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同 左 の 区 域（平成11年11月1日現在の地番による。）
江北字東岩谷	江北字東岩谷のうち1868の1から1868の3まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
江北字新流浜	江北字新流浜のうち1878の1、1885の1、1887の2、1889の1、1890の1、1890の2、1891及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
江北字新岩谷	江北字東岩谷1868の1から1868の3まで及びこれらと一体をなす国有地 江北字新流浜1889の1の一部、1890の1の一部、1890の2、1891及びこれらと一体をなす国有地の一部 江北字新岩谷のうち4200の一部、4201、4202、4204から4206までの一部、4208の一部、4211から4220までの一部以外の区域 江北字宮ノ下4221の一部、4222、4223の一部、4226の一部及びこれらと一体をなす国有地
江北字宮ノ下	江北字新流浜1878の1、1885の1、1887の2、1889の1の一部、1890の1の一部及びこれらと一体をなす国有地 江北字宮ノ下のうち4221、4222、4223の一部、4226の一部、4227から4230まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
江北字天神山	江北字新岩谷4200の一部、4201、4202、4204から4206までの一部、4208の一部、4211から4220までの一部 江北字宮ノ下4221の一部、4226の一部、4227から4230まで 江北字天神山の全域

**鳥取県告示第133号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る上庄地区第1工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同 左 の 区 域 (平成11年8月5日現在の地番による。)
大字三本杉字平ノナル	大字三本杉字平ノナルの全域 大字三本杉字山川谷東平ラ1748の1の一部
大字三本杉字山川谷東平ラ	大字三本杉字山川谷東平ラのうち1748の1の一部以外の区域

**鳥取県告示第134号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区第3工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第135号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る勝部地区第2工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第136号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区第4工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第137号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区第1工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第19号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考		
					政党の支部	自由民主党	1以上の市町村の区域を単位とする
自由民主党 会見町支部	山中 隆	井田章雄	西伯郡会見町市山369	平成12年1月31日	〃	〃	〃
自由民主党 倉吉市成徳支部	南 陽一	矢田義延	倉吉市東町340	〃	〃	〃	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備 考
自由民主党智頭町支部	会計責任者の氏名	岡田 一	国政 征夫	平成12年1月31日	政党の支部
自由民主党岸本町支部	〃	長谷川 盟	西村 忠	平成12年2月4日	〃
自由民主党国府町支部	〃	桑原 政男	野田 修	平成12年2月14日	〃
自由民主党鳥取県自動車販売支部	〃	中西 敏夫	米原 仁水	平成12年2月21日	〃
鉄永幸紀後援会	代表者の氏名	清水 時雄	美濃 昭夫	平成12年1月27日	その他の政治団体
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	〃	山口眞佐美	尾崎 正人	平成12年2月4日	〃
〃	会計責任者の氏名	〃	〃	〃	〃
紀 翔 会	代表者の氏名	宮田 昂	房安 一也	平成12年2月14日	〃
鳥取県獣医師政治連盟	〃	坪倉 操	矢田 和夫	平成12年2月15日	〃
〃	会計責任者の氏名	福田 豊	衣川 誠	〃	〃
長谷川みのる後援会	代表者の氏名	由田 隆	池原 正雄	平成12年2月23日	〃
鳥 飼 昇 後 援 会	主たる事務所の所在地	東伯郡関金町大字 関金宿2836	東伯郡関金町大字 関金宿547	平成12年2月24日	〃
長谷川和幸後援会	〃	日野郡溝口町富江 736-1	日野郡溝口町富江 740	〃	〃
安田優子後援会	政治団体の名称	安田優子後援会	安田優子を市議会 に送る会	〃	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

◎政党の支部  
期間 平成10年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 自由民主党鳥取市松保支部

報告年月日 平成12年1月31日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 95,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 95,000円

(2) 支出総額 95,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会

95,000円

合 計 95,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 95,000円

合 計 95,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

政治団体の名称 自由民主党鳥取市明德支部

報告年月日 平成12年1月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 209,778円

ア 前年繰越額 49,764円

イ 本年收入額 160,014円

(2) 支出総額 44,725円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

( 43人) 39,900円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会

120,000円

その他の収入

10万円未満の収入 114円

合 計 160,014円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 44,725円

合 計 44,725円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

政治団体の名称 自由民主党米子市巖支部

報告年月日 平成12年1月31日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 90,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 90,000円

(2) 支出総額 90,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会

90,000円

合 計 90,000円

(2) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 71,230円

その他の経費 18,770円

小 計 90,000円

合 計 90,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

◎その他の政治団体

期間 平成10年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 大興会

資金管理団体の 大櫃興紀

届出をした者の氏名

資金管理団体の届出 米子市議会議員

に係る公職の種類

報告年月日 平成12年2月4日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 500,000円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 500,000円

(2) 支出総額 400,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附(政党匿名寄附を除く)

(内訳別掲)

個人からの寄附 500,000円

合 計 500,000円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

大櫃興紀 500,000円 米子市

(2) 支出の内訳

政治活動費

寄附・交付金 400,000円

合 計 400,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

政治団体の名称 大びつおきのり後援会

報告年月日 平成12年2月4日

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	490,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	490,000円
(2) 支出総額	457,125円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

寄附（政党匿名寄附を除く）

(内訳別掲)

個人からの寄附 90,000円

政治団体からの寄附 400,000円

小 計 490,000円

寄附合計 490,000円

合 計 490,000円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

その他 90,000円

政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

大興会 400,000円 米子市

## (2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 189,000円

政治活動費

組織活動費 268,125円

合 計 457,125円

(うち本部又は支部に対して供与した交付

金に係る支出 0円)

政治団体の名称 坂井徹後援会

報告年月日 平成12年2月15日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

## 鳥取県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
自由民主党会見町支部	赤井 繁美	山中 隆	西伯郡会見町田住413	平成12年1月31日	政党の支部
橋本財蔵後援会	橋本 信市	住実 治	倉吉市上井町一丁目316	平成12年2月3日	その他の政治団体
奥田寛後援会	奥田 寛	奥田 寛	西伯郡淀江町大字中間619-8	平成12年2月4日	〃
安田浩後援会	近藤 誠也	松下 勇	米子市彦名町426	〃	〃
いそみ後援会	内田 勝	森本富士子	岩美郡国府町稲葉丘一丁目153	平成12年2月14日	〃

## 鳥取県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男



## ◎政党の支部

期間 平成9年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 自由民主党会見町支部

報告年月日 平成12年1月31日  
(平成10年12月31日解散)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	190,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	190,000円
(2) 支出総額	190,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会	190,000円
合 計	190,000円

## (2) 支出の内訳

経常経費	
事務所費	20,000円
政治活動費	
組織活動費	170,000円
合 計	190,000円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)

期間 平成10年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 自由民主党会見町支部

報告年月日 平成12年1月31日  
(平成10年12月31日解散)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	190,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	190,000円
(2) 支出総額	190,000円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党鳥取県支部連合会	190,000円
合 計	190,000円

## (2) 支出の内訳

政治活動費	
組織活動費	164,410円
選挙関係費	25,590円
小 計	190,000円
合 計	190,000円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

## ◎その他の政治団体

期間 平成11年1月1日～同年12月31日  
政治団体の名称 いそみ後援会

報告年月日 平成12年2月14日  
(平成11年12月31日解散)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	7,500円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	7,500円
(2) 支出総額	7,500円

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

寄附(政党匿名寄附を除く)	
(内訳別掲)	
個人からの寄附	7,500円
合 計	7,500円

## [寄附の内訳]

個人からの寄附	
その他	7,500円

## (2) 支出の内訳

政治活動費	
組織活動費	7,500円
合 計	7,500円

(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)

政治団体の名称 奥田寛後援会

報告年月日 平成12年2月4日  
(平成11年12月31日解散)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	89,250円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	89,250円

(2) 支出総額	89,250円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
寄附（政党匿名寄附を除く）	
（内訳別掲）	
個人からの寄附	89,250円
合 計	89,250円
[寄附の内訳]	
個人からの寄附	
（寄附者の氏名）（金額）	（住所）
奥田寛 89,250円	西伯郡淀江町
(2) 支出の内訳	
政治活動費	
機関紙誌の発行	
その他の事業費	89,250円
宣伝事業費	89,250円
合 計	89,250円
（うち本部又は支部に対して供与した交付 金に係る支出	0円）

政治団体の名称 橋本財蔵後援会

報告年月日 平成12年2月3日  
（平成11年12月31日解散）

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	768,328円
ア 前年繰越額	768,328円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	768,328円
2 支出の内訳	
経常経費	
備品・消耗品費	104,289円
事務所費	175,457円
小 計	279,746円
政治活動費	
組織活動費	115,590円
調査研究費	118,092円
寄附・交付金	44,500円
その他の経費	210,400円
小 計	488,582円

合 計	768,328円
（うち本部又は支部に対して供与した交付 金に係る支出	0円）

政治団体の名称 安田浩後援会

報告年月日 平成12年2月4日  
（平成11年12月31日解散）

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	96,000円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	96,000円
(2) 支出総額	94,262円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	
（ 23人）	23,000円
寄附（政党匿名寄附を除く）	
（内訳別掲）	
個人からの寄附	73,000円
合 計	96,000円
[寄附の内訳]	
個人からの寄附	
その他	73,000円
(2) 支出の内訳	
経常経費	
備品・消耗品費	9,764円
事務所費	9,838円
小 計	19,602円
政治活動費	
組織活動費	4,800円
機関紙誌の発行	
その他の事業費	30,121円
宣伝事業費	30,121円
その他の経費	39,739円
小 計	74,660円
合 計	94,262円
（うち本部又は支部に対して供与した交付 金に係る支出	0円）

**鳥取県選挙管理委員会告示第24号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成12年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日
鳥飼昇後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡関金町大字関金宿 2836	東伯郡関金町大字関金宿 547	平成12年2月24日
長谷川和幸後援会	〃	日野郡溝口町富江736-1	日野郡溝口町富江740	〃

## 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成12年度（平成12年4月から平成13年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成12年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

## 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
申 込 者 氏 名

（法人にあっては、名称及び  
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。